

# 令和元年第4回定例会総括質疑

令和元年12月10日

(1枚のうち1枚目)

| 順位 | 発言者     | 質疑事項  | 質疑の趣旨   | 質疑の相手               | 長から委任を受けた説明者 |
|----|---------|---|---|---------------------|--------------|
| 1  | 森山 良和議員 | <p>1 議案第86号 令和元年度伊佐市一般会計補正予算(第8号)</p> <p>2 議案第104号 楠本川溪流自然公園の指定管理者の指定について</p> | <p>(1) (款)2 総務費(項)1 総務管理費(目)8 企画調整費(節)19 負担金補助及び交付金 600 千円 補助金(伊佐市移住支援事業)の内容を説明されたい。</p> <p>(2) (款)3 民生費(項)1 社会福祉費(目)3 障害者自立支援費(節)20 扶助費 54,000 千円 補助事業扶助費(障害者介護給付費)の内容を説明されたい。</p> <p>(3) (款)6 農林水産業費(項)1 農業費(目)4 畜産業費(節)19 負担金補助及び交付金 6,750 千円 補助金(アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策支援事業)の内容を説明されたい。</p> <p>(1) 指定管理者の指定に至った経緯について</p> <p>(2) 指定管理者を選定する基準・内容、及び選定理由について</p> <p>(3) 指定管理者として指定する期間について</p> | <p>市長</p> <p>市長</p> |              |

# 令和元年第4回定例会総括質疑

令和元年12月10日

(1枚のうち1枚目)

| 順位 | 発言者     | 質疑事項                           | 質疑の趣旨   | 質疑の相手 | 長から委任を受けた説明者 |
|----|---------|--------------------------------|---|-------|--------------|
| 2  | 福本千枝子議員 | 1 議案第86号 令和元年度伊佐市一般会計補正予算(第8号) | <p>(1) (款)3民生費(項)1社会福祉費(目)3障害者自立支援費(節)20扶助費障害者介護給付費の54,000千円の増額の理由について</p> <p>ア 障がい者の就労支援が増加したとあるが、どういう状況なのか。</p> <p>イ 就労支援施設が増えてきているのか。</p> <p>(2) (款)6農林水産業費(項)1農業費(目)4畜産業費(節)19負担金補助及び交付金 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策支援事業6,750千円について</p> <p>ア アフリカ豚コレラ症状とは。豚コレラが侵入すればどうなるのか。その対処は。</p> <p>イ 本市の養豚場の件数は。</p> <p>ウ 補助率は。</p> <p>エ この事業についての通達方法は。</p> | 市長    |              |

# 令和元年第4回定例会総括質疑

令和元年12月10日

(1枚のうち1枚目)

| 順位 | 発言者     | 質疑事項                 | 質疑の趣旨   | 質疑の相手 | 長から委任を受けた説明者 |
|----|---------|----------------------|---|-------|--------------|
| 3  | 谷山 大介議員 | 1 議案第94号 財産の無償譲渡について | (1) 農林業地域改善対策事業について伺う。<br>(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分期間について伺う。<br>(3) 無償譲渡する財産について伺う。<br>(4) 無償譲渡について伺う。 | 市長    |              |

# 令和元年第4回定例会総括質疑

令和元年12月10日

(1枚のうち1枚目)

| 順位 | 発言者     | 質疑事項                 | 質疑の趣旨   | 質疑の相手 | 長から委任を受けた説明者 |
|----|---------|----------------------|---|-------|--------------|
| 4  | 森田 幸一議員 | 1 議案第94号 財産の無償譲渡について | <p>(1) 無償譲渡の理由及び経緯は</p> <p>(2) 無償譲渡の条件は</p> <p>(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく、処分期間を経過した年月日はいつか。またこれの地域改善対策債の償還の最終年月日はいつか。</p> <p>(4) この建物等を譲渡するについて、修繕・改修等の条件提示はなかったのか。</p> <p>(5) 無償譲渡日はいつか。</p> | 市長    |              |